

空室中、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくろう。

＊北海道公報		発行 北海道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
規 則		
○北海道公債規則の一部を改正する規則..... (財政課)		1
○北海道表彰規則等の一部を改正する規則..... (法制文書課)		1
○北海道公報発行規則の一部を改正する規則..... (法制文書課)		2
訓 令		
○北海道公印規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課)		2
道企業管理規程		
○北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程.....		3
道議会告示		
○北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程.....		3
道建築審査会告示		
○北海道建築審査会口頭審査規程の一部を改正する規程.....		3
規 則		
北海道公債規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年3月31日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第83号		
北海道公債規則の一部を改正する規則		
北海道公債規則(昭和24年北海道規則第174号)を次のように改正する。		
第4条から第6条までを次のように改める。		
第4条から第6条まで 削除		
附 則		
1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。		
2 この規則の施行の日前に発行された北海道公債の元金の償還に係る公告の取扱いについて、なお従前の例による。		
北海道表彰規則等の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成16年3月31日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第84号		
北海道表彰規則等の一部を改正する規則		
(北海道表彰規則の一部改正)		
第1条 北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。		
第10条中「北海道公報に登載して」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。		
(知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)		
第2条 知事が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道規則第97号)の一部を次のように改正する。		
第24条中「北海道公報に登載して」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。		
(事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)		
第3条 事業者が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。		
第2条及び第4条中「北海道公報に登載して」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。		
(北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正)		
第4条 北海道情報公開条例の施行に関する規則(平成10年北海道規則第44号)の一部を次のように改正する。		
第3条中「北海道公報に登載して」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。		
(不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則の一部改正)		
第5条 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則(昭和40年北海道規則第51号)の一部を次のように改正する。		
第2条中「北海道公報に登載して行う」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により行うものとする」に改める。		
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)		
第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年北海道規則第58号)の一部を次のように改正する。		
第2条第2項中「、北海道公報」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法」に改める。		
(北海道消費生活条例施行規則の一部改正)		

第7条 北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「北海道公報への登載」を「本庁の掲示場への掲示」に改める。
（児童福祉法施行細則の一部改正）

第8条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第13条の9ただし書中「北海道公報に掲載して」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。
（肥料取締法施行細則の一部改正）

第9条 肥料取締法施行細則（昭和38年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北海道公報に登載して行う」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により行うものとする」に改める。
（家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第10条 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2項第2号」を「第16条第2項」に改め、同条第2項中「北海道公報に」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。

第19条第2項中「北海道公報に」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。
（北海道分収造林指導規則の一部改正）

第11条 北海道分収造林指導規則（昭和34年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「北海道公報に登載して」を「本庁の掲示場に掲示して」に改める。
（住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正）

第12条 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和41年北海道規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「北海道公報に登載して行う」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により行うものとする」に改める。
（都市計画法施行細則の一部改正）

第13条 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第13条中「北海道公報に登載して行う」を「本庁又は支庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により行うものとする」に改める。
（建築士法施行細則の一部改正）

第14条 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第19条の10中「北海道公報」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周

知できる方法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則の規定は、平成16年4月1日以後に発行する北海道公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する北海道公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。

北海道公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

北海道公報発行規則の一部を改正する規則

北海道公報発行規則（昭和41年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（無償配布）」に改め、同条中「配付する」を「配布する」に改め、同条第1号中「道議会議員及び」を削り、同条第2号中「出先機関」を「支庁」に改め、同条第5号中「市町村及び」を削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「北海道公報」を「本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法」に改める。

別記第2号様式（別紙）中「公報第 号」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

道 企 業 管 理 規 程 北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成16年 3 月31日 北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一 北海道企業管理規程第 3 号 北海道企業局公示令達規程の一部を改正する規程 北海道企業局公示令達規程（昭和39年北海道企業局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。 (2) 訓令 所属機関又は所属職員の全部又は一部に対し一般的に指揮命令するもの (3) 告示 一般に公示するもの 第 3 条中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に、「第 4 号」を「同条第 3 号に掲げるもの」にあつては北海道公報に登載し、又は掲示場に掲示し、同条第 4 号」に改める。 附 則 この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。	北海道建築審査会告示第 1 号 昭和27年北海道建築審査会告示第 4 号（北海道建築審査会口頭審査規程）の一部を次のように改正する。 平成16年 3 月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 第 3 条第 1 項中「北海道公報に」を「本庁又は審査開催地を所管する支庁の掲示場に掲示して」に改め、同条第 2 項を削る。
道 議 会 告 示 北海道議会告示第10号 平成11年北海道議会告示第 2 号（北海道議会情報公開条例の施行に関する規程）の一部を次のように改正する。 平成16年 3 月31日 北海道議会議長 神 戸 典 臣 北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会情報公開条例の施行に関する規程（平成11年北海道議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。 第 3 条中「北海道公報に登載して」を「北海道庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により」に改める。 附 則 この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。	
道 建 築 審 査 会 告 示	

